

(別添)

- 「社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について」 (平成20年3月28日社援発第0328001号厚生労働省社会・援護局長通知)
(変更点は下線部)

改正後	現 行
<p>(略)</p> <p>別添1 (略)</p> <p>別添2</p> <p style="text-align: center;">介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針</p> <p>I 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号。以下「法」という。)第40条第2項第1号から第3号までに規定する養成施設</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 生徒に関する事項</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 外国人の留学生を受け入れる場合には、次のとおりの取扱いとすること。</p> <p>① 介護福祉士養成施設で留学生を受け入れる際は、責任を持って在籍の管理を行うとともに、留学生の日常生活に関して、十分な支援や指導を行えるよう、必要な体制を整備すること。</p> <p>② 留学生の受入れに際しては、在留資格について確認するとともに、次の事項に留意が必要であること。</p> <p>ア 留学期間中に、就労することなく生活費用の支弁手段があること。</p> <p>イ 奨学資金については、資格取得後の特定の施設等での勤務をあらかじめ義務付けるような形態は避け、卒業後の進路は本人の自由選択に委ねること。<u>その際、平成30年3月2日付法務省管第1545号法務省入国管理局入国在留課長通知別添の「留学生が貸与型奨学金により学費等の経費を支弁しようとする場合の留意事項」に留意すること。</u></p>	<p>(略)</p> <p>別添1 (略)</p> <p>別添2</p> <p style="text-align: center;">介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針</p> <p>I 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号。以下「法」という。)第40条第2項第1号から第3号までに規定する養成施設</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 生徒に関する事項</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 外国人の留学生を受け入れる場合には、次のとおりの取扱いとすること。</p> <p>① 介護福祉士養成施設で留学生を受け入れる際は、責任を持って在籍の管理を行うとともに、留学生の日常生活に関して、十分な支援や指導を行えるよう、必要な体制を整備すること。</p> <p>② 留学生の受入れに際しては、在留資格について確認するとともに、次の事項に留意が必要であること。</p> <p>ア 留学期間中に、就労することなく生活費用の支弁手段があること。</p> <p>イ 奨学資金については、資格取得後の特定の施設等での勤務をあらかじめ義務付けるような形態は避け、卒業後の進路は本人の自由選択に委ねること。</p>

ウ 留学生がアルバイトを行う場合には、法務大臣から資格外活動の許可を受ける必要があること。

7～12 (略)

II (略)

ウ 留学生がアルバイトを行う場合には、法務大臣から資格外活動の許可を受ける必要があること。

7～12 (略)

II (略)